

「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金」(第4弾)**の申請がお済みでない方へ**

千葉県では、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格等の高騰の影響を受ける中小貨物運送事業者に対して、「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金」(第4弾)を給付します。

申請締切は7月28日(月)ですので、申請がお済みでなく、今後申請される予定のある方は、期限までに申請してください

給 付 額

一般・特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車	1台あたり 23,000 円
貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車	1台あたり 8,000 円

申 請 手 続 き

【申請期間】令和7年5月26日(月)～令和7年7月28日(月)

※オンライン申請は17時まで
郵送申請は消印有効

【申請方法】オンライン申請(下記WEBサイトから)

または

郵送申請(下記WEBサイトからダウンロードして印刷)

詳細・お問合せ先**○WEBサイト**

<https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/>
(「千葉 貨物 支援」で検索)

**○コールセンター**

0120-948-972(フリーダイヤル)
(受付時間)月～金(祝日を除く)9時～17時

注 意 事 項

★申請の際に、「令和7年5月1日時点の自動車検査証記録事項」等の提出が必要です。5月2日以降に車検を更新される方は、車検を更新する前の自動車検査証記録事項の写しを保管しておいてください。

詳細はWEBサイトをご覧ください。

★第1弾～第3弾で給付を受けた方も申請できます。